

保護者の皆様へ

京都市立神川中学校  
校長 松井 剛史

## 大雨災害に対する非常措置についてのお知らせ

梅雨の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は本校の教育活動にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

さて、本校におきましては、大雨災害により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合及び久我・久我の杜・羽束師学区に「避難指示」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

### 記

#### 1 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ・深夜0時までに解除になった場合 … 5校時から始業（給食は中止）
  - ・深夜0時現在、特別警報発表中の場合 … 臨時休業

#### 2 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ・午前7時までに解除になった場合 平常授業【8:30登校】
  - ・午前9時までに解除になった場合 3校時から始業【10:40登校】
  - ・午前11時までに解除になった場合 5校時から始業（給食は中止）【13:20登校】
  - ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休業

#### 3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、（ホームページ／スグーる配信で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。（特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。）

#### 4 避難指示が発令された場合について

##### (1) 水害の避難指示について

本校の校区である久我・久我の杜・羽束師学区は、「桂川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。久我・久我の杜・羽束師学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

##### (2) 土砂災害の避難勧告について

本校の敷地は「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」に含まれていることから、本校の所在学区である久我・久我の杜・羽束師学区に、避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

#### 5 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難指示が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。その後の帰宅については、4月に記載いただきました『生徒個人票』に従い、集団下校の生徒は通学路の安全が確認でき次第集団下校し、保護者への引き渡しの生徒は保護者が来校されるまで待機させ保護者と帰宅してもらいます。

以上